

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「において条例第13条第1項第1号又は第2号」を「において同条第1項第1号又は第2号」に改める。

別表第2（第15条、第17条、第20条関係）の13項中「法律第49条」を「法律第49号」に改める。

同表中

「

(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
--	--

」を

「

(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては一の年の6月から10月までの期間）内における原則として連続する5日の範囲内の期間
--	---

」に、

「

(19) 小学校就学の始期に達するまでの子	一の年において5日（その養育する小
-----------------------	-------------------

<p>(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
---	---

」を

<p>(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間</p>
--	--

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号
第11条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において同条第1項第1号又は第2号 _____ の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該	第11条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは、当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、40日を超える場合は40日）とする。ただし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始め、当該変更後の勤務日数等が当該変更前の勤務日数等（当該年において当該変更前の勤務形態を始める前に当該変更前の勤務日数等を上回る勤務形態であった場合は当該変更前の勤務日数等を上回る勤務日数等）を上回らない場合においては、当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該年の初日において <u>条例第13条第1項第1号又は第2号</u> の規定を適用した場合に得られる日数に、前年における年次有給休暇の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該

新

年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において同条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

別表第2（第15条、第17条、第20条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) ~ (12) (略)	
(13) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては一の年の6月から10月までの期間）内における原則として連続する5日の範囲内の期間
(15) ~ (18) (略)	
(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。この号に	一の年において8日（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの

旧

年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときは、当該変更前の勤務形態を始めた日において条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数から当該変更後の勤務形態を始めた日の当該変更後の勤務形態を始めた日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

別表第2（第15条、第17条、第20条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) ~ (12) (略)	
(13) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
(15) ~ (18) (略)	
(19) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。この号に	一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が

新		旧	
偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間	おいて同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
(20) ~ (23) (略)		(20) ~ (23) (略)	

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。